平成２６年（フ）第２７０３号
大阪府東大阪市箱殿町３番10―807号
債務者　宮崎　順司
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　長正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２９号
大阪市福島区鷺洲５丁目５番15号　パルハセトン鷺洲601号
債務者　新城　貴之
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫛田　博之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６号
佐賀県唐津市鎮西町石室1094番地19
債務者　松本　栄司
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　雄輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４４号
北海道夕張郡長沼町宮下３丁目14番１号
債務者　三好　邦夫
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤明日子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２８６号
静岡市駿河区中田３丁目７番26号　マンション石田Ａ―１、旧住所静岡市駿河区中田本町６番１号
債務者　塩澤　保久
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５４号
愛知県一宮市祐久字十間城２番地
債務者　佐藤　博文
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　　朝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４号
北海道留萌郡小平町字小平町375番地の177
債務者　地主　和子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第３５号
福島県喜多方市関柴町上高額字割田1691番地２、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字割田1711番地３センターハイツ　１―Ｃ
債務者　高畠　弘美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
群馬県藤岡市下日野64番地
債務者　堀口　綾子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２８２号
埼玉県川越市豊田町３丁目21番地14　ＬＩＥＮ・ＧＲＡＮＤＩＲ102号室、前住所埼玉県狭山市入間川２丁目39番13号
債務者　福田　拓成（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３０１号
埼玉県ふじみ野市西鶴ケ岡1776番地49、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡２丁目６番16号　ラングウッド鶴ヶ岡202
債務者　高橋きらら
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３１０号
埼玉県所沢市東住吉７番11―107号　ウインベル
債務者　石川　美樹（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３２５号
埼玉県川越市大字笠幡2751番地32、前住所埼玉県入間郡越生町越生東３丁目３番地24
債務者　中川　恵美
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１６２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3558番地４　塚越アパート20号
債務者　三國　和矢
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１８８号
埼玉県比企郡吉見町大字下細谷726番地１　サニーハイツＢ102
債務者　鈴木玲史亜
1　決定年月日時　平成26年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９５号
静岡県富士市元町11番１号　ブルージュＭ309号、前住所静岡県富士宮市粟倉219番地の57
債務者　植松　勝俊
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
静岡地方裁判所富士支部